

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

訓 令	特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	六三
告 示	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	六三
	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	六三
	遊漁規則について認可した件	六三
	地籍調査の成果について認証した件	六三
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	六三
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	六三
公 告	都市計画を変更する件二件	六三
	福島県収用委員会	六三
	裁決書の正本を公示送達するため告示する件二件	六四

## 訓 令

### 福島県訓令第十八号

本庁機関  
出先機関

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第七十四条第一項」を「第二百二十八条第一項」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和二年十二月一日から施行する。

（人事課）

## 告 示

### 福島県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年十一月二十七日から令和三年三月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン郡山島 福島県郡山市島二丁目四八番一号
- 二 変更した事項
  - 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（変更前）ヨークタウン島店  
福島県郡山市島二丁目四一二ほか  
（変更後）ヨークタウン郡山島  
福島県郡山市島二丁目四八番一号
  - 二 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおり  
（変更後）別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日  
令和二年十一月十三日
- 四 届出年月日  
令和二年十一月十八日
- 五 届出をした者  
株式会社三瓶丸上商事  
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第七百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二三番地一
- 二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルト中岡ショッピングセンター 福島県いわき市中岡町六丁目一番四ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百九十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、伊北地区非出資漁業協同組合内共第二十四号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和

二年九月三十日次のとおり認可した。

令和二年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所  
伊北地区非出資漁業協同組合 南会津郡只見町大字只見字田中千二百十五番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十四号（只見川）
- 三 変更の内容  
第七条第一項の表を次のとおり改めた。

魚種	漁具・漁法		遊漁料
	船釣	竿釣	
全魚種	一日	一日	一、〇〇〇円 組合事務所又は取扱所
	一年	一年	一、五〇〇円 遊漁現場
魚種	一日	一日	四、五〇〇円 組合事務所又は取扱所
	一年	一年	一、五〇〇円 組合事務所、取扱所又は遊漁現場
魚種	一日	一日	三、五〇〇円 組合事務所又は取扱所
	一年	一年	一、五〇〇円 組合事務所又は取扱所

四 変更後の遊漁規則の施行日 令和二年九月三十日

（水産課）

福島県告示第七百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和二年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
塙町
- 二 成果の名称  
東白川郡塙町大字山形の一部、大字川上の一部の地籍図及び地籍簿（川上6地区）  
（農村計画課）

福島県告示第七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡南会津町小立岩字瀬戸山六三九の一五、六三九の八〇から六三九の八三まで

二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
小勝イシノ
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和二年福島県告示第六百八十七号)によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

**公 告**

**公告第二百五十九号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域  
西白河郡矢吹町のうち、本町、北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、滝八幡、北町及び八幡町の各一部の区域
- 二 岩瀬郡鏡石町のうち、久来石南の一部の区域
- 三 都市計画から除外される土地の区域  
西白河郡矢吹町のうち、本町、新町、八幡町の各一部の区域
- 三 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課、福島県南建設事務所企画管理部企画調査課、白河市都市計画課、西郷村建設課、泉崎村事業課、中島村建設課、矢吹町都市整備課、棚倉町整備課及び塙町まち整備課
- 四 縦覧期間  
令和二年十一月二十七日から令和二年十二月十一日まで
- 五 意見書の提出  
県南都市計画道路を変更する案について、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県南建設事務所企画管理部企画調査課、白河市都市計画課、西郷村建設課、泉崎村事業課、中島村建設課、矢吹町都市整備課、棚倉町整備課または塙町まち整備課を経由して、四に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

**公告第二百六十号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域  
岩瀬郡鏡石町のうち、久来石南、久来石及び笠石の各一部の区域

二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課、郡山市都市整備部都市政策課、須賀川市建設部都市計画課及び鏡石町都市建設課

三 縦覧期間  
令和二年十一月二十七日から令和二年十二月十一日まで

四 意見書の提出  
県中都市計画道路を変更する案について、郡山市、須賀川市及び鏡石町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課、郡山市都市整備部都市政策課、須賀川市建設部都市計画課又は鏡石町都市建設課を経由して、三に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

### 福島県収用委員会

#### 福島県収用委員会告示第十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県庁本庁舎四階用地室内）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。

令和二年十一月二十七日

福島県収用委員会  
会長 渡 邊 真 也

一 書類の名称 令和二年十一月十九日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本	氏名	住 所
二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所	阿部 鬼太郎	不明
	阿部 キシイ	不明
	大波 節子	不明 ただし、戸籍の附票上の住所 中国 上海
	不明	不明
	不明	不明

星 久弥 又は その相続人
---------------------

三 その他  
前記書類を受領しないときは、令和二年十二月十八日をもって送達があったものとみなされます。

#### 福島県収用委員会告示第十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県庁本庁舎四階用地室内）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。

令和二年十一月二十七日

福島県収用委員会  
会長 渡 邊 真 也

一 書類の名称 令和二年十一月十九日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本	氏名	住 所
二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所	阿部 鬼太郎	不明
	阿部 キシイ	不明
	(亡) 小山善之 輔相続財産	不明
	齋藤 泰紀	不明 ただし、住民票上の住所 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷字京原一三番地の一 ピュア ライフ京原一八

三 その他  
前記書類を受領しないときは、令和二年十二月十八日をもって送達があったものとみなされます。